

出

閣甲第 八〇号

起	昭和十七年四月八日
案	昭和十七年四月八日
閣議決定	昭和十七年四月八日
上奏	昭和十七年四月十日
公布	昭和十七年四月十一日
施行	昭和十七年四月十一日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長
總理府事務官

木村 國務大臣 為	池田 國務大臣 角	天野 國務大臣 入	廣川 國務大臣
高橋 國務大臣 龍	村上 國務大臣 義	佐藤 國務大臣 莊	吉武 國務大臣
野田 國務大臣 卯	大橋 國務大臣 橋	磯田 國務大臣 信	岡野 國務大臣 益
周東 國務大臣 五	河野 國務大臣 橋		

別紙衆議院議長奏上ノ夏時刻法と

内閣

廃止する法律公布の件は、奏上のとおり公布と申請することといたしたい。

夏時刻法を廃止する法律とここに公布する。

御名御璽

昭和二十七年四月十一日

内閣総理大臣

法律第百八十四号

(奏上のとおり。)

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

内閣

夏時刻法を廃止する法律の公布を
奏上する件了承いたしました。

昭和二十七年四月七日

法務総裁

Large empty rectangular box with vertical lines, likely a placeholder for a signature or stamp.

この法律公布の際の署名大臣は、次の通りとすること。

内閣総理大臣

法務総裁

各省大臣

経済安定本部総裁

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法務部
昭和二七年四月五日

国会は夏時刻法を廃止する法律の公布を奏上いたします。

昭和二十七年四月四日

衆議院議長 林 讓治



閣甲八〇

衆議院事務総長 大池 眞



夏時刻法を廃止する法律

夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）は、廃止する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。